

**農業経営基盤の強化の  
促進に関する基本方針**

(成長産業として発展する農業の実現に向けて)

平成26年4月

栃 木 県

## 基本方針策定の考え方

### 1 基本方針策定及び見直しの趣旨

県は、平成5年11月、農業経営基盤強化促進法に基づき、目指すべき農業経営や農業構造を明確化し、農業経営基盤の強化に資する基本方針を策定し、平成12年3月、平成18年3月及び平成22年3月に見直しを行い、農地保有合理化事業や農業経営基盤強化促進事業を積極的に活用するなど、認定農業者の確保・育成や認定農業者等への農地の利用集積を進めてきた。

今回、認定農業者制度が意欲ある農業者により有益な制度となるよう平成24年5月に「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」が制定されたことに伴い、県基本方針の見直しを行う。

なお、本基本方針の計画期間は、平成25年3月から10年間とする。

(附記)

農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、本基本方針の変更を平成26年4月に行う。

### 2 基本方針の役割と性格

本基本方針は、農業経営基盤強化促進法の趣旨に沿って、農地の流動化の一層の推進等を通じた土地利用型農業を中心とする担い手の育成の目標及び農業構造の目標等を地域別に明らかにすることにより、本県における農業経営基盤の強化を促進する基本的指針とするとともに、市町村が策定する基本構想の指針とする。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 本県農業の方向

本県農業は、首都圏に位置する地理的優位性を最大限に生かした首都圏農業の考え方を基盤として、全国へのマーケット展開や交流人口の増加に伴う県内需要の拡大、さらには、食品関連産業と連携したフードバレーとちぎの取組の推進など、新たな発展可能性を追求しながら、国際化に対応できる強い農業の確立を目指している。

この実現に向けて、県内外から意欲ある農業者を確保するとともに、需要変化に迅速に対応できる園芸産地づくりや規模拡大等による収益性の高い水田農業の確立のほか、商工業者等との連携や農業者自らが加工・販売する6次産業化の取組による高付加価値化等により、農業の新たな魅力と価値を創造し、農業を成長産業として発展させていくことが重要である。

特に、地域農業を支える担い手の確保・育成については、今後とも積極的に認定農業者の確保・育成を図るとともに、高い技術力を活かした生産性の向上や需要に即応した商品づくり、販路開拓など自らの創意工夫と判断により経営の高度化に取り組む先進的な農業経営者、いわゆるプロ農家の育成を図る。また、農業生産の中核となる認定農業者等と小規模な兼業農家、高齢者等との役割分担を考慮した地域における合意形成を基本とする集落営農組織の育成を図っていく。

さらに、平成24年度から取り組みを開始した人・農地プランに基づき、担い手への農地集積による土地利用型農業の体質強化を図るとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足等による農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を目指していく。

### 2 具体的施策の方向

今後10年間を見通し、育成すべき農業経営の目標及び目指すべき農業構造の明確化を図り、それらの実現に向けて各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るものとする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営だけでは農業生産の相当部分を担うことが困難な場合もあること等から、地域農業の維持・発展のために必要な多様な経営の姿を示すものとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成

魅力とやりがいのある農業を実現するため、農業者の創意と工夫により、地域の他産業従事者と均衡する水準の労働時間と生涯所得が確保できる農業経営の目標を次のとおりとする。

主たる従事者一人当たり	
年間総労働時間	2, 000時間
年間農業所得	580万円

また、このような農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うことができる農業構造の確立を図る。

これらの目標を達成するため、認定農業者の確保・育成と、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなどの集落営農組織の育成を重点的に行い、実効を上げるために次の施策を総合的に推進する。

- ① 担い手の確保及び育成のための活動強化
- ② 担い手育成のための支援措置の集中化・重点化
- ③ ゆとりある経営の推進
- ④ 農用地利用調整活動の強化
- ⑤ 農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体の体制強化
- ⑥ 農用地利用集積のための支援措置の充実

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県の新規就農の状況については、平成25年の新規就農者は245人であり、近年の横ばい傾向から、やや増加へと転じている。こうした中、本県農業の持続的な発展に向け、新規就農者を年間250人確保することを目標とする。なお、雇用就農者についても、積極的に支援の対象とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得200

万円以上) を目標とする。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

県内外での就農情報の収集及び発信、就農相談会を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識の習得のため、県農業大学校の教育研修内容の充実及び認定農業者や農業士等の技術・経営力に優れた農家と連携を図り、効率的かつ計画的な研修が可能な体制を整備する。

また、雇用就農の受け皿となる法人を増加させるため、優良な個人経営体等の法人化を積極的に推進する。

(3) 地域の実情に即した多様な人材等の位置づけ

効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、多様な人材等を以下のように位置づけ、その育成を図る。

① 効率的かつ安定的な農業経営を補完する受託組織等

農作業の受託等を通じて育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして、市町村、農協等が参画した第3セクター組織や農業サービス事業体等の農作業受託組織の育成を図る。

② 女性等の積極的な農業経営への参画促進

農村における女性は、農業就業人口の過半を占め、農業生産の重要な役割を担っていることから、家族経営協定の締結の促進や農業経営改善計画の共同申請の推進を通じて、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

また、地域の実情に応じて、女性、高齢者や小規模な兼業農家等が連携協力して、集落営農組織への参加や健全な地域の発展を図る。

なお、これらの取組によっても、なお担い手の確保が見込めない地域においては、農協等が出資した農業生産法人や地域との調和に配慮した他産業からの新規参入を進める。

(4) 地域別経営体育成の方向

各地域において一層の農地の流動化を推進するとともに、農産物の加工や有利販売等、地域の実情に即した経営の高度化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営の

育成を図る。

また、個別経営体・組織経営体に加え、それぞれの地域の実情に即し必要に応じて多様な人材を位置づけ、育成を図るものとする。

#### ア 県北地域（塩谷南那須、那須地域）

この地域は、主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営及び転作田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営を中心に、施設園芸と稲作等とを組み合わせた複合経営や稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営の個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正管理と堆肥の広域的利用の推進を図りつつ、酪農においては飼養頭数に見合った自給飼料確保のための農地の集積や6次産業化等を推進して経営安定を図り、肉用牛繁殖経営については、良質自給飼料を活用した稲作等との組み合わせによる準単一複合経営を中心に育成を図る。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、さらに、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

#### イ 県央地域（河内、上都賀、芳賀地域）

この地域は、主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営及び転作田の有効活用等により、土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。畜産については、家畜排せつ物の適正管理と堆肥の広域的利用の推進を図りつつ、養豚、肉牛肥育等を中心に経営体質を強化した単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、さらに、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

#### ウ 県南地域（下都賀、安足地域）

この地域は、米麦二毛作に大豆等を組み合わせた土地利用型の単一経営及び転作田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正処理と堆肥の広域的利用の推進を図りつつ、肉牛肥育を中心に経済肥育により経営体質を強化し単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、さらに、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、個別経営体・組織経営体の主要なモデル的経営類型について、その基本的指標を地域の実態及び農業生産の方向に即して次の観点から示すものとする。

- ① モデル的経営類型は、適応地域の特色を生かした類型とした。
- ② 個別経営体の年間所得目標を、主たる従事者一人当たり580万円程度とする。
- ③ 主たる従事者1人当たりの年間総労働時間は、おおむね2,000時間とし、休日は1週間当たり1日確保することを原則とし、また、保有労働時間（補助的従事者として1～2人）を上回った場合は、雇用労働力を導入することとする。  
組織経営体における主たる従事者は3人とする。
- ④ 水稻及び麦大豆等の作付けが小面積の場合は、土地利用型の経営体等に作業を委託することとし、経営類型には加えない。
- ⑤ 経営の多角化の参考として、6次産業化の主な取組事例を記載した。

### モデル的経営類型の適応地域

	主な適応地域 経営類型名	河内	上都	芳賀	下都	塩谷	那須	安足
			賀		賀	南那 須		
1	水稲+麦+大豆	○	○	○	○	○	○	○
2	水稲+うど					○	○	
3	ねぎ+水稲	○		○	○	○	○	
4	水稲+麦+夏秋なす	○	○	○	○	○	○	○
5	いちご	○	○	○	○	○	○	○
6	冬春トマト	○	○	○	○	○	○	○
7	きゅうり	○	○	○	○	○	○	○
8	にら	○	○	○	○	○	○	○
9	ほうれんそう		○				○	
10	レタス+水稲			○	○			
11	たまねぎ+水稲	○	○	○	○			○
12	アスパラガス+水稲	○	○	○	○	○	○	○
13	こんにゃく		○	○		○		
14	なし	○	○	○	○	○	○	○
15	ぶどう	○			○			
16	スプレーぎく	○	○	○		○	○	
17	鉢物（シクラメン等）	○	○	○	○	○	○	○
18	りんどう+水稲	○	○			○	○	
19	酪農	○	○	○	○	○	○	○
20	肉専用種繁殖+水稲	○	○	○		○	○	
21	肉専用種肥育	○	○	○	○	○	○	○
22	交雑種肥育	○	○	○	○	○	○	○
23	養豚	○	○	○	○	○	○	○
24	組織経営体（水稲+麦+大豆 54ha規模）	○	○	○	○	○	○	○
		20	20	20	18	20	20	15

## モデル的経営類型の指標

(個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 1 水 稲 + 麦 + 大 豆	<作付面積等> 水稲= 10.0ha 麦= 8.0ha 大豆= 8.0ha  <経営面積> 18.0ha	<資本装備> ・トラクター (60ps) 1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・コンバイン (4条刈) 1台  ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (45石) 2台 ・大豆収穫、選別機 1/3式 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入
No. 2 水 稲 + う ど	<作付面積等> 水稲= 6.0ha うど= 4.0ha  <経営面積> 10.0ha	<資本装備> ・トラクター (34ps) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台  ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (25石) 2台 <その他> ・うどは水田作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 3 ね ぎ + 水 稲	<作付面積等> ねぎ= 4.0ha 水稲= 6.0ha  <経営面積> 10.0ha	<資本装備> ・トラクター (34ps) 1台 ロータリー ブロードキャスター ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台  ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (25石) 2台 <その他> ・ねぎは水田作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 4 水 稲 + 麦 + 夏秋なす	<作付面積等> 水稲= 6.0ha 麦= 4.0ha 夏秋なす= 0.4ha  <経営面積> 10.4ha	<資本装備> ・トラクター (34ps) 1台 ロータリー ブロードキャスター ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台  ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (30石) 2台 <その他> ・夏秋なす、麦は水田作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 5 いちご	<作付面積等> いちご＝ 0.5 ha  <経営面積> 0.5 ha	<資本装備> ・ビニールハウス 5,000 m <sup>2</sup> 自動換気・カーテン装置 夜冷施設、予冷施設装備 <その他> ・出荷規格の簡素化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 6 冬春トマト	<作付面積等> 冬春トマト＝ 0.55 ha  <経営面積> 0.55 ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス 5,500 m <sup>2</sup> 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 7 きゅうり	<作付面積等> きゅうり＝ 0.4 ha  <経営面積> 0.4 ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス 4,000 m <sup>2</sup> 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 8 にら	<作付面積等> にら＝ 0.7 ha  <経営面積> 0.7 ha	<資本装備> ・ビニールハウス 7,000 m <sup>2</sup> ・にら採取機	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 9 ほうれんそう  (高冷地野菜)	<作付面積等> ほうれんそう＝ 0.925 ha  <経営面積> 0.925 ha	<資本装備> ・トラクター (25 ps) 1台 ・予冷施設 ・パイプハウス 9,250 m <sup>2</sup>	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 10 レタス ＋ 水稲	<作付面積等> レタス＝ 4.0 ha 水稲＝ 6.0 ha  <経営面積> 10.0 ha	<資本装備> ・トラクター (34 ps) 1台 ・小トンネルハウス (250 a) ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (25石) 2台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 11 たまねぎ + 水稲	<作付面積等> たまねぎ= 4.0ha 水稲= 6.0ha  <経営面積> 10.0ha	<資本装備> ・トラクター (34ps) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (25石) 2台 ・たまねぎ省力機械化体系	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 12 アスパラガス + 水稲	<作付面積等> アスパラガス= 0.5ha 水稲= 3.5ha 飼料米= 2.5ha  <経営面積> 6.5ha	<資本装備> ・トラクター (34ps) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (25石) 2台 ・パイプハウス 5,000㎡ ・予冷施設	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 13 こんにゃく	<作付面積等> こんにゃく= 3.0ha  <経営面積> 3.0ha	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1/2台 ・貯蔵庫 83㎡ ・生子植付機	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 14 なし	<作付面積等> なし= 2.5ha  <経営面積> 2.5ha	<資本装備> ・トラクター (25ps) 1台 ・予冷庫 (1.5坪) 1台 ・スピードスプレーヤー (1,000L) 1台 ・ハンマーナイフモアー (幅80cm) 1台 ・多目的防災網 (250a) ・防霜ファン (250a)	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 15 ぶどう	<作付面積等> ぶどう= 1.2ha  <経営面積> 1.2ha	<資本装備> ・トラクター (25ps) 1台 ・スピードスプレーヤー (600L) 1台 ・ハンマーナイフモアー (幅80cm) 1台 ・マザーファン 40台 ・ハウス (95a)	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 16 スプレーぎく	<作付面積等> スプレーぎく= 0.5ha (親株床5a含む)  <経営面積> 0.5ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス 5,000㎡ ・灌水施設 5,000㎡ ・冷蔵庫 ・選花機 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・常時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 17 鉢物 (シクラメン等)	<作付面積等> 鉢物= 0.3ha (シクラメン等)  <経営面積> 0.3ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス 3,000㎡ ・暖房、灌水施設 3,000㎡ 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・常時雇用の導入
No. 18 りんどう + 水稲	<作付面積等> りんどう=0.5ha 水稲= 3.5ha 飼料米= 2.5ha  <経営面積> 6.5ha	<資本装備> ・トラクター(34ps) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(25石) 2台 ・パイプハウス 5,000㎡	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 19 酪農	<飼養頭数等> 成牛= 50頭 育成牛= 22頭 飼料作物= 12ha  <経営規模> 成牛 50頭	<資本装備> ・牛舎 500㎡ (バンクリーナ方式) ・トラクター(68ps) 1/4台 トラクター(30ps) 1台 ・堆肥舎 300㎡ ・尿溜 1基	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパーの活用
No. 20 肉専用種繁殖 + 水稲	<飼養頭数等> 成牛= 40頭 育成牛= 8頭 水稲= 4ha 飼料作物= 6ha  <経営規模> 成牛 40頭	<資本装備> ・牛舎 400㎡ ・トラクター(35ps) 1台 ・堆肥舎 125㎡ ・田植機(5条植) 1/2台 ・コンバイン(3条刈) 1/2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(25石) 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 21 肉専用種肥育	<経営規模> 肉牛= 120頭  出荷肉牛= 68頭	<資本装備> ・牛舎 800㎡ ・トラクター(28ps) 1台 ・堆肥舎 300㎡	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 22 交雑種肥育	<経営規模> 肉牛= 400頭  出荷肉牛= 218頭	<資本装備> ・牛舎 2,400㎡ ・トラクター(55ps) 1台 ・堆肥舎 1,000㎡	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・常時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 23 養豚	<経営規模> 繁殖豚＝ 110頭  出荷肉豚＝ 2,400頭	<資本装備> ・種豚舎 300m <sup>2</sup> ・妊娠豚舎 170m <sup>2</sup> ・子豚舎 180m <sup>2</sup> ・分娩豚舎 370m <sup>2</sup> ・肥育豚舎 800m <sup>2</sup> ・ふん尿処理施設 1基	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入

(組織経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 24 水稲 ＋ 麦 ＋ 大豆  (主たる従事者3人)	<作付面積等> 水稲＝ 32ha 麦＝ 22ha 大豆＝ 22ha  <経営面積> 54ha  その他作業受託	<資本装備> ・トラクター(60ps) 3台 ・田植機(6条植) 2台 ・コンバイン(6条刈) 2台  ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(40石) 2台 (50石) 3台 他  <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・給料制の導入、休日制の導入 ・従事者全員の社会保険への加入 ・臨時雇用の導入

## ○ 経営の多角化（6次産業化）の主な事例

	主な品目	製造・加工内容	取組のポイント
1	米	もち加工 ・販売	自家生産のもち米を使用して、切りもちや豆もち等に加工し、道の駅等で販売。 生産から加工・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売ができるとともに、農閑期における作業の平準化が図られる。 商品化に当たっては、餅つき機、餅切機、包装機の整備が必要。
2	米 小麦	パン製造 ・販売	自家生産の米や麦を製粉加工し、袋詰めして販売するほか、小麦粉や米粉からパンを製造し、自社店舗や道の駅等で販売する。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、製粉機械や製造、発酵、加工及び包装を行う施設の設置が必要。
3	大豆	豆腐・ みそ製造 ・販売	自家生産の大豆を使用して豆腐やみそを製造し、道の駅等で販売。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売ができるとともに、農閑期における作業の平準化が図られる。 商品化に当たっては、原料処理及び製造を行う施設の設置が必要。
4	そば	そば製造 ・販売	自家生産のそばを製粉加工し、業務用として出荷するほか、そば粉から手打ちそばを製造し、自社店舗等で提供する。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、製粉機械や製造施設、飲食を行う施設の設置が必要。
5	きゅうり なす だいこん 白菜	漬物加工 ・販売	自家生産の野菜を漬物に加工し、道の駅等で販売する。 生産から加工・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、加工施設の設置が必要。
6	いちご りんご ブルーベリー	ジャム・ ジュース 加工・販売	規格外品を含む自家生産の農産物を活用した加工品を商品化。 生産者のグループ化により、加工原料を安定的に確保することも可能。 加工品を道の駅等で販売することにより、青果のない時期でも農産物をPRできる。 商品化に当たっては、洗瓶設備、充てん機、打栓機、殺菌装置等必要な設備を備えた清涼飲料水製造施設等加工施設の設置が必要。
		ドライフルーツ 加工・販売	自家生産の果実をドライ加工し、業務用として出荷、または道の駅等で販売する。 生産から加工・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、加工、小分け及び包装等の設備を備えた施設の設置が必要。
		観光農園	観光農園を開設し、自家生産の農産物や加工品を販売する。 自ら情報発信を行うと共に、近隣の観光施設や旅行会社等と提携し、入場者を確保する。 オーナー制度の導入や、地域と連携したイベントにより集客力を高めることも可能。 開設に当たっては、観光施設として必要な施設の設置が必要。
7	生乳	チーズ・ アイスクリーム等 乳製品製造 ・販売	自家生産の生乳を使用して、チーズやアイスクリーム等を製造し、自社店舗や道の駅等で販売。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、搾乳した生乳を直接使用する場合は、殺菌設備を伴う乳製品製造施設の設置が必要。
8	豚肉 牛肉 鶏肉	ハム・ ソーセージ等 食肉加工 ・販売	自家生産の豚、牛及び鶏の肉をハムやソーセージ等に加工し、自社店舗や道の駅等で販売する。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、加工方法に合わせた食肉製品加工施設の設置が必要。

### 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の2の(2)に示したような目標の達成を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に県内で展開している優良事例を踏まえつつ、主要なモデル的経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No1 水稲+ 麦+大 豆	〈作付面積等〉 水稲 3.0ha 麦 2.0ha 大豆 2.0ha  〈経営面積〉 5.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター (35ps) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC, CE利用又は乾燥機 (25石) 2台 ・大豆収穫機、選別機 1/3台 〈その他〉 ・麦、大豆の二毛作とする ・作付の団地化年	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No2 水稲+ うど	〈作付面積等〉 水稲 2.5ha うど 1.0ha  〈経営面積〉 3.5ha	〈資本装備〉 ・トラクター (35ps) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥機 (40石) 1台 〈その他〉 ・うどは水田作とする ・作付の団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No3 いち ご	〈作付面積等〉 いちご 0.15ha  〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ・パイハウス 1,500㎡ 自動換気・カーテン装置 夜冷施設・予冷施設 畝上機 1台 〈その他〉 出荷規格の簡素化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No4 夏 秋 いち ご	〈作付面積等〉 いちご 0.1ha  〈経営面積〉 0.1ha	〈資本装備〉 ・パイハウス 1,000㎡ 自動換気・遮光資材 予冷施設 畝上機 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No5 夏 秋 なす	〈作付面積等〉 なす 0.25ha  〈経営面積〉 0.25ha	〈資本装備〉 ・トラクター (25ps) 1台 ・支柱用パイプ	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No6 夏 秋 トマ ト	〈作付面積等〉 トマト 0.3ha  〈経営面積〉 0.3ha	〈資本装備〉 ・パイハウス 3,000㎡	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No7 冬 春 トマ ト	〈作付面積等〉 トマト 0.15ha  〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ・連棟ハウス 1,500㎡ ・灌水施設 1,500㎡ ・暖房機 一式	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No8 にら	〈作付面積等〉 にら 0.2ha  〈経営面積〉 0.2a	〈資本装備〉 ・パイハウス 2,000㎡ ・にら袴取機 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
No9 アスパラ ガス	〈作付面積等〉 アスパラガス 0.2ha  〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 ・ハイハウス 2,000㎡ ・予冷库 (0.5坪) 1台	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施	・労働力 2名 ・役割分担の明確 化 ・臨時雇用の導入
No10 夏秋 きゅう り	〈作付面積等〉 きゅうり 0.3ha  〈経営面積〉 0.3ha	〈資本装備〉 ・トラクター (25ps) 1台 ・支柱用ハイ	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施	・労働力 2名 ・役割分担の明確 化 ・臨時雇用の導入
No11 冬春 きゅう り	〈作付面積等〉 きゅうり 0.15ha  〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ・連棟ハウス 1,500㎡ ・灌水施設 1,500㎡ ・暖房機 一式	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施	・労働力 2名 ・役割分担の明確 化 ・臨時雇用の導入
No12 ねぎ	〈作付面積等〉 ねぎ 0.5ha 秋冬ねぎ 0.3ha 夏ねぎ 0.2ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本装備〉 ・トラクター (25ps) 1台 ・管理機 1台 ・ねぎ剥き機 1台	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施	・労働力 2名 ・役割分担の明確 化 ・臨時雇用の導入
No13 レタ ス	〈作付面積等〉 レタス 0.8ha 秋レタス 0.5ha 春レタス 0.3ha  〈経営面積〉 0.8ha	〈資本装備〉 ・トラクター (25ps) 1台 ・予冷库 (1.0坪) 1台 ・乗用管理機 1台 ・マルチャー 1台	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施	・労働力 2名 ・役割分担の明確 化 ・臨時雇用の導入
No14 なし	〈作付面積等〉 なし 1.0ha  〈経営面積〉 1.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター (25ps) 1台 ・予冷库 (0.5坪) 1台 ・スピードスプレーヤー (500ℓ) 1台 ・ハンマーナイフモーター 1台 ・多目的防災網 100a ・防霜ファン 100a	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施	・労働力 2名 ・役割分担の明確 化 ・臨時雇用の導入
No15 ぶど う	〈作付面積等〉 ぶどう 0.4ha  〈経営面積〉 0.4ha	〈資本装備〉 ・トラクター (25ps) 1台 ・予冷库 (0.5坪) 1台 ・スピードスプレーヤー (500ℓ) 1台 ・ハンマーナイフモーター 1台 ・ハウス 30a ・マザーファン 12台	・複式簿記の 活用 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担の明 確化 ・臨時雇用の導 入
No16 スプ レー ぎく	〈作付面積等〉 スプレーぎく 0.15ha  〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ・連棟ハウス 1,500㎡ ・灌水施設、暖房機 1,500㎡	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施	・労働力 2名 ・役割分担の明確 化 ・臨時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No17 花き	〈作付面積等〉 花き (トルコキョウ) 0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ・連棟ハウス 1,500㎡ ・灌水施設、暖房機 1,500㎡	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No18 鉢物 (シクラメン等)	〈作付面積等〉 鉢物 0.1ha 〈経営面積〉 0.1ha	〈資本装備〉 ・連棟ハウス 1,000㎡ ・灌水施設、暖房機	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No19 酪農	〈飼養頭数等〉 成牛 20頭 育成牛 8頭 飼料作物 6ha 〈経営規模〉 25頭	〈資本装備〉 ・牛舎 200㎡ (パーンクリナー方式) ・トラクター(68ps) 1/4台 ・トラクター(30ps) 1台 ・堆肥舎 120㎡ ・尿溜 1基	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No20 肉専用種 繁殖+ 水稲	〈飼養頭数等〉 成牛 15頭 育成牛 3頭 飼料作物 2.5ha 水稲 2.0ha 〈経営規模〉 15頭	〈資本装備〉 ・牛舎 150㎡ ・トラクター(35ps) 1台 ・堆肥舎 50㎡ ・田植機(4条) 1/2台 ・コンバイン(3条) 1/2台 ・乾燥はRC, CEを利用	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No21 肉専用種 肥育	〈飼養頭数等〉 成牛 50頭 出荷牛 27頭	〈資本装備〉 ・牛舎 1,080㎡ ・トラクター(28ps) 1台 ・堆肥舎 125㎡	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No22 交雑種 肥育	〈飼養頭数等〉 成牛 180頭 出荷牛 98頭	〈資本装備〉 ・牛舎 350㎡ ・トラクター(28ps) 1台 ・堆肥舎 450㎡	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No23 こんにゃく	〈作付面積等〉 こんにゃく 1.0ha 〈経営面積〉 1.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30ps) 1/2台 ・貯蔵庫(28㎡) 1棟 ・生子植付機 1/2	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入

- (注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1人としている。
- 2 営農類型は、類似のものへの適用を前提として、県内で現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう設けた。

[組織経営体]  
(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
No1 水稲 + 麦 + 大豆	<作付面積等> 水稲=10.0ha 麦= 5.0ha 大豆= 5.0ha  <経営面積> 水田=15.0ha	<資本装備> ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (4条) 1台 ・乾燥機RC, CE利用又は 乾燥機 (40石) 2台 ・大豆収穫機、選別機 1/3台  <その他> ・麦、大豆の二毛作とする ・作付の団地化年	・経営体の体質強化のための自己資本の充実 ・青色申告の実施 ・PCを活用した経営管理	・主たる農業従事者 3名 ・施設機械の効率率的利用や農繁期における臨時雇用者の確保による作業管理の効率化及び過重労働の防止 ・従事者全員の社会保険への加入

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せ農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。
- 2 組織経営体においては、農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本としている。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、これらの経営に対する農用地の利用集積に関する目標を、当面、次のとおりとする。

なお、農用地の利用集積にあたっては、より効率的な農業経営を可能とするため、面的集積を推進する。

効率的かつ安定的な農業経営が農用地利用に占める面積のシェアの目標
80%

(注) シェアの目標には、基幹的農作業（水稻については、耕起・代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

#### 第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

##### 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの経営を営む者が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標を達成するため、今後10年間に、より一層の農地流動化と農作業受委託等を推進するため、積極的に各種施策に取り組むものとする。

このため県は、農業経営基盤の強化を推進する目的で設置された栃木県担い手育成総合支援協議会や関係機関・団体等との連携のもと、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に基づく農地中間管理事業との適切な役割分担を図りながら、次の事業を活用して推進することとする。

農業経営基盤強化促進事業	— 利用権設定等促進事業
	— 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
	— 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
	— その他（農作業受委託促進事業等）

なお、農業経営基盤強化促進事業を円滑に推進するためには、市町村、農業委員会、農業協同組合等で構成される市町村担い手育成総合支援協議会を中心として、認定農業者への支援や集落段階における土地利用調整、ほ場の大区画化を推進するための基盤整備事業等の積極的な導入など、関係機関・団体が連携し活動に取り組むことが重要であるので、その推進体制の強化を図る。

また、これらの事業をより効果的に実施するため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積その他農業経営基盤の強化を促進するための支援措置が効果的かつ重点的に実施されるよう、農業経営改善計画認定制度の普及を図る。

さらに、認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

なお、経営体の育成に当たっては、経営の熟度に応じて法人化へ誘導するとともに、農業生産法人制度の趣旨に即して、健全な経営の育成に資するよう適正な運用に努める。

また、第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次のとおり、従来にも増して積極的な取組を進める。

#### ① 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

##### (ア) 就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由したPR活動を行うとともに、ホームページなどを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。

また、就農相談窓口を整備するとともに、県内や首都圏等において定期的な就農相談会を実施すること等により、就農希望者からの相談に対応する。

##### (イ) 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、借受け可能な農地や施設の情報、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。

また、農業法人等への雇用就農について、県内の農業法人協会と連携し、求人情報の収集と職業紹介等を行う。

##### (ウ) 技術習得のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等を実践的な研修により習得することをサポートする就農支援農家を確保するほか、農業教育の拠点として、県農業大学校における教育内容の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識の習

得の機会を提供する。

(エ) 県内の関係機関の役割分担

県は、(公財) 栃木県農業振興公社を栃木県青年農業者等育成センター（以下「育成センター」という。）として就農促進のための拠点と位置づける。

これを踏まえ、就農に向けた情報提供及び就農相談については育成センター、技術や経営ノウハウの習得については栃木県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業振興事務所、市町村、JA組織及び技術力・経営力に優れた認定農業者や農業士、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(オ) その他の取組

中長期的な取組として、小中高の各段階の生徒・学生が農業に興味・関心を持てるよう、農業士・女性農業士と連携し、農業の魅力の発信や就農情報の提供を行う。

また、農業が、県内の高校、大学等における、学生・生徒の進路の選択肢になるよう、農家や農業法人等におけるインターンシップを推進する。

② 定着に向けた取組

市町村が策定する「人・農地プラン」に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、国の青年就農給付金、青年等就農資金の積極的な活用、農業振興事務所による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

③ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

(ア) 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

(イ) 認定就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定就農者については、その経営の確立に資するため、市町村・農業委員会・農業振興事務所・JA等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人栃木県農業振興公社は、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業

の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

ア 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業  
(以下「農地売買等事業」という。)

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与された持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

エ アに掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

### 3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、全ての市町村において農地利用集積円滑化事業の実施を推進する。

このため、栃木県担い手育成総合支援協議会及びその構成機関・団体と十分な連携を図り、農地利用集積円滑化事業実施に向けた指導・助言・情報提供等を行うものとする。

### 4 人・農地プランとの一体的な運用に関する事項

人・農地プランに位置付けられた、今後の地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）は、地域農業の担い手として認知されていることから、中心経営体から経営改善計画の認定申請があった際には、認定されるよう配慮するとともに、認定農業者が中心経営体に位置付けられるよう、指導・助言・情報提供等を行うものとする。

### 5 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、農業経営指標を活用した自己チェックを推進し、経営改善計画の最終年における目標達成に向けて、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行うものとする。